

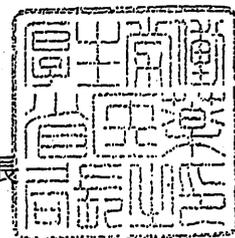


医薬発第 1004001 号

平成 14 年 10 月 4 日

各  
都道府県知事  
政令市市長  
特別区区长  
殿

厚生労働省医薬局長



## 健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について

いわゆるダイエット用健康食品による健康被害については、死亡を含む多くの健康被害事例が報告され、今後も、同様の事例の発生が懸念される。

厚生労働省では、こうした状況を踏まえ、健康食品・無承認無許可医薬品による健康被害発生の未然防止のための体制整備及び健康被害発生時の被害拡大防止のための対応手順を定めた「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」を策定することとし、策定までの当面の措置として、「いわゆるダイエット用健康食品による健康被害の防止に当たっての留意点について」（平成14年8月28日付医薬発第0828003号医薬局長通知）を発出したところである。

今般、「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」を別添のとおり取りまとめ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24.5条の4第1項の規定による技術的な助言として通知するので、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、平成14年8月28日付医薬発第0828003号医薬局長通知「いわゆるダイエット用健康食品による健康被害の防止に当たっての留意点について」は廃止する。